

# **川西市地域分権の推進に関する条例**

## **【解説書】**

**平成26年12月**

**川西市総合政策部参画協働室 地域分権推進課**

# 目 次

前文	1
第1章 総則（第1条－第9条）	
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 市民の役割	8
第4条 自治会の役割	9
第5条 マンション管理組合等の役割	10
第6条 コミュニティ組織の役割	11
第7条 住宅業者の役割	12
第8条 住宅建築に伴う連絡担当者の届出	13
第9条 市の責務	15
第2章 コミュニティ組織（第10条－第13条）	
第10条 コミュニティ組織の設置及び区域	17
第11条 コミュニティ組織の構成員	18
第12条 コミュニティ組織の事業	19
第13条 活動の制限	20
第3章 地域づくり一括交付金（第14条－第17条）	
第14条 地域づくり一括交付金	21
第15条 交付金の交付要件等	23
第16条 交付金の額等	26
第17条 委任	26
付則	26
川西市地域分権の推進に関する条例	27
川西市地域分権の推進に関する条例施行規則	31

## 前文

平成7年（1995年）に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年（2000年）の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。

また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取組は、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みであり、今後さらに活性化させる必要があります。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取組が困難な状況になっています。

さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかが問われています。

こうした状況の中、本市では、平成22年（2010年）に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。

このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることを目指します。

## 【趣旨】

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。条例制定の背景、地域を取り巻く状況、本市がめざすべき自治体の姿などについて表明しています。

## 【解釈】

### ○ 住民自治と団体自治

住民自治とは、地域住民が、地域的な生活課題を住民の意思と責任に基づき解決すること、団体自治とは、国の一定地域を基礎とする地方自治体が、自主・自立的に行政を担当する権能を有することをいいます。地方自治は、これら2つの要素で成り立っています。

とりわけ、住民自治は、団体自治を支える基礎となるもので、その充実・強化なくして、地方自治の持続的な発展を期することはできません。

## ○ セーフティネット

ここでは、住民が安心して暮らせることができ、万が一のときに住民を救済する社会の仕組みのことをいいます。

現在、自治体が備えているセーフティネットには、生活保護、健康保険、福祉サービスなどがあります。

## ○ 地域における総合的な自治

地域社会における様々な課題を解決していくために、地域全体としての意思形成を住民自らがいき、様々な団体が連携して地域のために活動することを意味します。

## ○ 自治体力

地方自治を支える住民自治、団体自治双方が、真に果たすべき役割や関係性を構築し、その機能を発揮することを意味します。

### 【条例制定の意義】

本市では、昭和50年代からコミュニティづくりに取り組み、概ね小学校区を単位としてそれぞれの地域で活発な地域づくり活動が展開されてきました。しかし、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下や担い手の不足などという課題を抱えています。

一方、行政においても人口減少や本格的な少子・高齢社会の到来により、税収をはじめとする行政の経営資源が制限を受ける一方で、社会保障費が年々増大するなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しくなることは明らかです。

そのような認識の下、平成25年度からスタートした第5次川西市総合計画では、本市で初めての「地域別構想」（概ね小学校区単位の14地域ごとのありたい姿を描いたもの）を位置付けたところであり、これまで培ってきた地域力をより強化し、地域別構想に掲げたありたい姿を実現するための具体的な手段として、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の検討を進めてきました。

そして、その制度を、議会の議決という形で明確に位置づけることにより、市民、議会、市が一丸となって地域分権によるまちづくりを進めるという姿勢を示すことが必要であり、また、本市のまちづくりの骨格となる仕組みであるという点からも条例化するものです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

この条例の目的を定めたもので、各条項の解釈の基本となるものです。

### 【参考】川西市参画と協働のまちづくり推進条例

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体及び事業者並びに市は、次に掲げる基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- (2) 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- (3) 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に存するものをいう。
- (4) マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (5) コミュニティ組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織をいう。
- (6) 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。
- (7) 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。

#### 【趣旨】

この条例で用いる用語の意義を定めたものです。

#### 【解釈】

##### 第1号 市民、第2号 自治会

- ・ 「住所を有する」とは、住民登録があることを要件とするものではなく、生活の本拠を構えていることを意味します。

##### 第3号 マンション

- ・ 「適正化法第2条第1号に規定するマンション」とは、2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設等をいい、いわゆる分譲マンションをいいます。

##### 第4号 マンション管理組合

- ・ 「適正化法第2条第3号に規定する管理組合」とは、マンションの管理を行う区分所有者の団体をいいます。

この団体は、区分所有者全員で構成され、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うものとしています。

## 第5号 コミュニティ組織

- ・ 現行のコミュニティ推進（連絡）協議会のことをいいます。

### コミュニティ組織とは？

本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、現在では13のコミュニティ推進（連絡）協議会が設立され、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。

これらのコミュニティ組織は、地域分権を推進する上で基盤となる組織であり、本条例において明確に定義しています。

### コミュニティ組織の設立状況

設立順位	名 称	設立年月日
1	多田小学校区コミュニティ推進協議会	昭 55.12.14
2	川西北コミュニティ連絡協議会	昭 57.4.1
3	多田東小学校区コミュニティ推進協議会	昭 58.6.5
4	牧の台小学校区コミュニティ推進協議会	昭 60.6.30
5	久代小学校区コミュニティ推進協議会	昭 60.7.21
6	東谷小学校区コミュニティ推進協議会	昭 62.6.28
7	北陵小学校区コミュニティ推進協議会	平 1.4.16
8	明峰小学校区コミュニティ推進協議会	平 1.9.3
9	けやき坂小学校区コミュニティ推進協議会	平 3.3.10
10	加茂小学校区コミュニティ推進協議会	平 9.6.8
11	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会	平 11.5.22
12	清和台地区コミュニティ推進協議会	平 12.7.9
13	川西小学校区コミュニティ推進協議会	平 15.11.30

## 第6号 住宅業者

- ・ 「市内で」とは、市内において住宅の建築、販売、賃貸又は管理に係る事業行為を実施することを意味します。

## 第7号 地域別構想

- ・ 第5次総合計画では、14の概ね小学校区単位で地域別構想を策定しました。

### 地域別構想とは？（第5次川西市総合計画より抜粋）

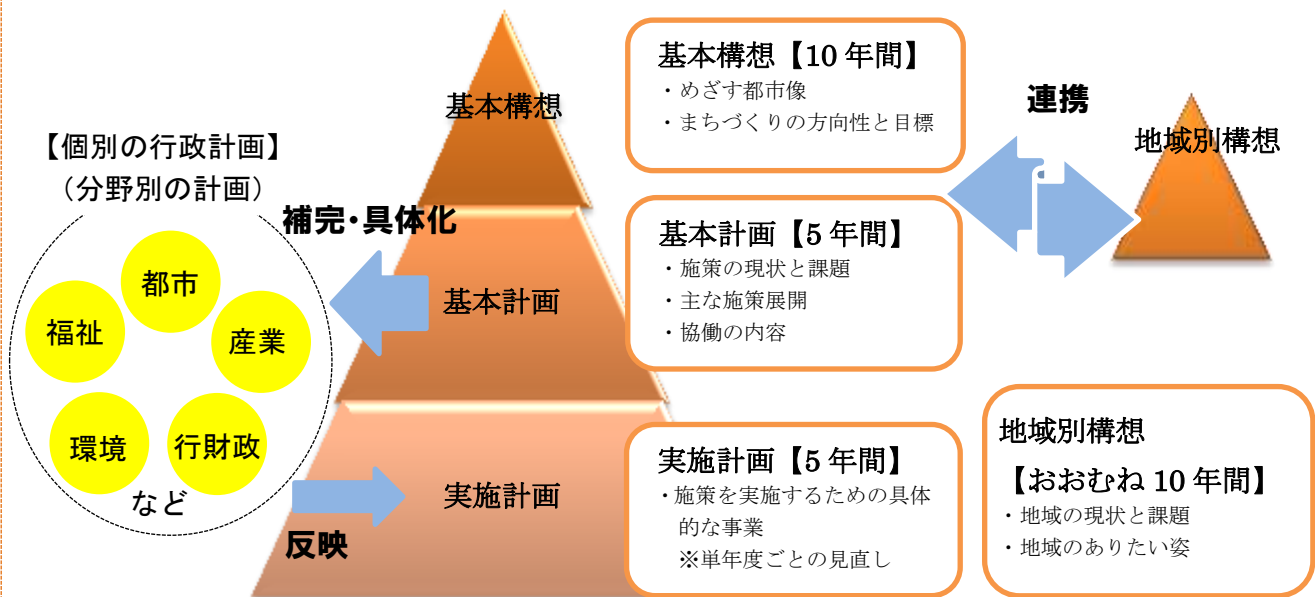
#### 1 地域別構想の趣旨と位置づけ

地方自治は、国の一定地域を基礎とする地方自治体が、自主・自立的に行政を担当する権能を有するという「団体自治」と、地域住民が、地域的な生活課題を住民の意思と責任に基づき解決するという「住民自治」の二つの要素で成り立っています。

とりわけ、住民自治は、団体自治を支える基礎となるもので、その充実・強化なくして、地方自治の持続的な発展を期することはできません。

そのため、第5次川西市総合計画では、このようなまちづくりの姿を具現化する一つの方策として、新たに、地域住民自らの発意による地域のありたい姿を掲げた地域別構想を策定し、総合計画に位置づけました。

#### ◇ 地域別構想の位置づけ ◇



#### 2 地域別構想の役割

基本構想を実現するためには、これまで行政が主導して担ってきた地域の課題に対し、地域住民自らが、その解決にあたることのできる具体的な仕組みが必要となることから、一定の権限や財源を地域へ移譲する「地域分権制度」の構築を進め、市民と行政が適切な役割分担のもとで、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めます。地域別構想は、その実現に向け、地域のまちづくりの方向を示すものです。



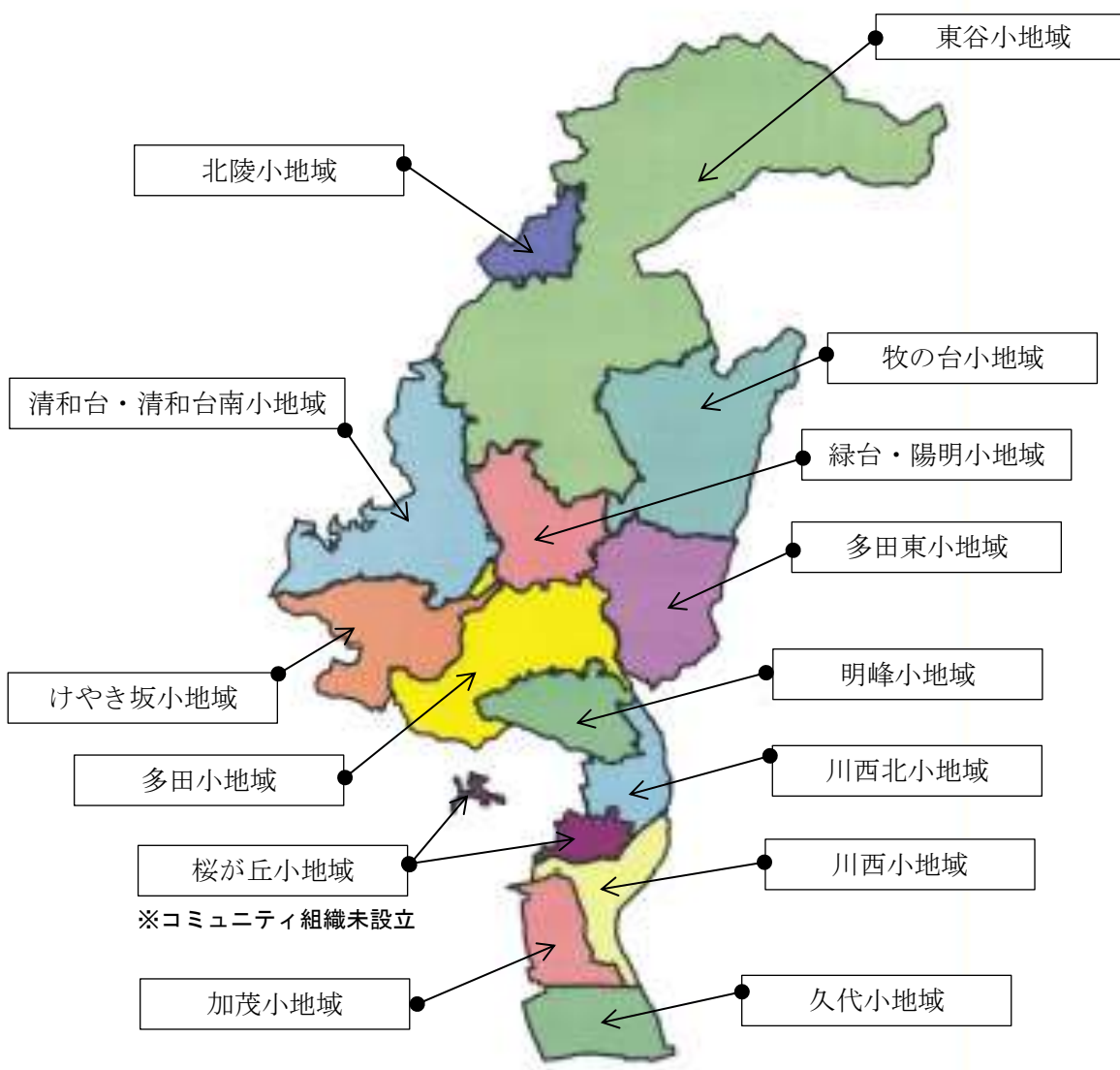
### 3 地域別構想の策定単位

本市では、昭和 50 年代からコミュニティづくりを進めており、自治会を核とした地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会が、概ね小学校区単位で結成され、1つの小学校区を除いた 13 の地域のコミュニティ推進（連絡）協議会では、地域の特色を生かした活発な活動が展開されています。

また、コミュニティが結成されていない地域においては、地区福祉委員会などを中心として、地域の課題の解決やより良い地域づくりの実現に向けた取り組みが行われています。

このような経緯を踏まえ、地域別構想は、おおむね小学校区を基本とする、次の 14 地域を単位として策定しました。

#### ◇ 地域別構想の策定単位 ◇



※ 地域別構想の策定単位は、基本は 1 小学校区 1 地域ですが、緑台・陽明小地域と清和台・清和台南小地域は、2 小学校区で 1 地域となっています。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、自治会活動等の地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

地域のまちづくりを推進する上で、市民に求められる役割を定めたもので、地域活動への参加等について定めています。

地域活動への参加の仕方については、個々人の自由意思に基づくものなので、様々な形で地域活動に参加することが考えられます。

その中でも、自治会活動は、身近な生活課題を解決し、地域の安全で快適なまちづくりを実現するとともに、地域の面識的関係を築く役割を持ち、地域によるまちづくりを進める上で自治会が果たす役割は大きいものがあります。

しかし、近年、自治会加入率の低下が大きな課題になっています。

以上を踏まえ、自治会活動を含めた地域活動に主体的に参加することについて、努力規定として定めています。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、地域住民に対し、自治会への加入、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。

2 自治会は、コミュニティ組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

地域のまちづくりを推進する上で、自治会が地域活動の基盤となる最も基礎的な団体であることを踏まえ、自治会に求められる役割を定めています。

本来、自治会の役割は、それぞれの規約等において定められるものであると考えます。しかしながら、地域によるまちづくりを進める上で、自治会の果たす役割が大きいこと、また、近年、自治会加入率の低下が大きな課題になっていることから、このような規定を努力規定として定めています。

**【自治会とコミュニティ組織の役割】（「地域分権推進基本方針」より抜粋）**

自治会は、住民にとって最も身近で基礎的な団体として、会員同士の親睦行事、地域の防犯、防災などの活動を行っています。活動を通して自らの地域の安全で快適なまちづくりを実現するとともに、地域の面識的関係を築くうえで重要な役割を果たしています。

一方、コミュニティ組織は、自治会をその主要な構成団体とする地域を包括する団体であり、地域が抱えるあらゆる課題に対応するための組織です。地域内の様々な団体等と連携しながら、単一の自治会では担えないような広域的な事業を実施することが求められます。

このようなコミュニティ組織と自治会との関係を基本に、自治会がやるべきこととコミュニティ組織が担うべきこととの役割分担を明確にし、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めることが必要です。

(マンション管理組合等の役割)

第5条 マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会活動等に主体的に参加するよう努めるものとする。

2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、コミュニティ組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。

### 【趣旨】

地域のまちづくりを推進する上で、マンションの居住者及びマンション管理組合に求められる役割を定めています。

市内にあるマンションでは、自治会が結成されていない場合が多く、居住者同士のつながりや、地域との関わりが希薄となる傾向があります。そのため、特にマンションに限定し、地域活動への取り組みについて努力規定として定めています。

### 【解釈】

- ・ マンションとは、いわゆる分譲マンションをいいます。
- ・ 賃貸集合住宅については、「市民の役割」「自治会の役割」に含まれます。

### 第1項 マンション居住者の役割

- ・ 「当該マンションの存する地域の自治会活動等に主体的に参加する」とは、居住者全体として近隣の自治会へ加入し、その自治会の活動に参加することなどにより、地域活動に参加することをいいます。

### 第2項 マンション管理組合の役割

- ・ 「既存の自治会への加入」とは、居住者全体として近隣の自治会へ加入することをいいます。
- ・ 「前条に規定する自治会の活動に準じた活動」とは、マンション居住者を対象として、親睦や交流を通して連帯感を深め、日常生活に必要な情報交流を図るほか、安全で快適なまちづくりに資する活動を自ら行うことをいいます。
- ・ 「コミュニティ組織に構成団体として参画する」とは、管理組合の単位で当該マンションの区域にあるコミュニティ組織の構成団体として参画し、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むことをいいます。

(コミュニティ組織の役割)

第6条 コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、地域住民の自治会活動等への参加促進に積極的に取り組み、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。

### 【趣旨】

地域のまちづくりを推進する上で、コミュニティ組織が自治会その他地域の主要な団体で構成され、広域的に地域課題の解決を図る重要な地域活動団体であることを踏まえ、コミュニティ組織に求められる役割を定めています。

### 【解釈】

#### 第2項 自治会活動の活性化推進の役割

- ・ 「地域住民の自治会活動等への参加促進に積極的に取り組み」とは、自治会が実施する自治会加入促進の取組みに対する協力、支援のほか、地域住民に地域活動への参加を促す取組みをいいます。

#### 第3項 透明かつ民主的に運営する役割

- ・ 「透明かつ民主的な運営」とは、コミュニティ組織による活動が構成員に広く周知され、積極的に情報公開がなされるなどの透明性の確保、また、意思決定の仕組みとして、地域全体の総意を諮る議決機関としての総会の開催や日常的な意思決定機関としての運営委員会の設置など民主的なルールのもと組織が運営されることをいいます。

これらは、具体的にそれぞれのコミュニティ組織が規約で定める必要があります。

(住宅業者の役割)

第7条 住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとする。

### 【趣旨】

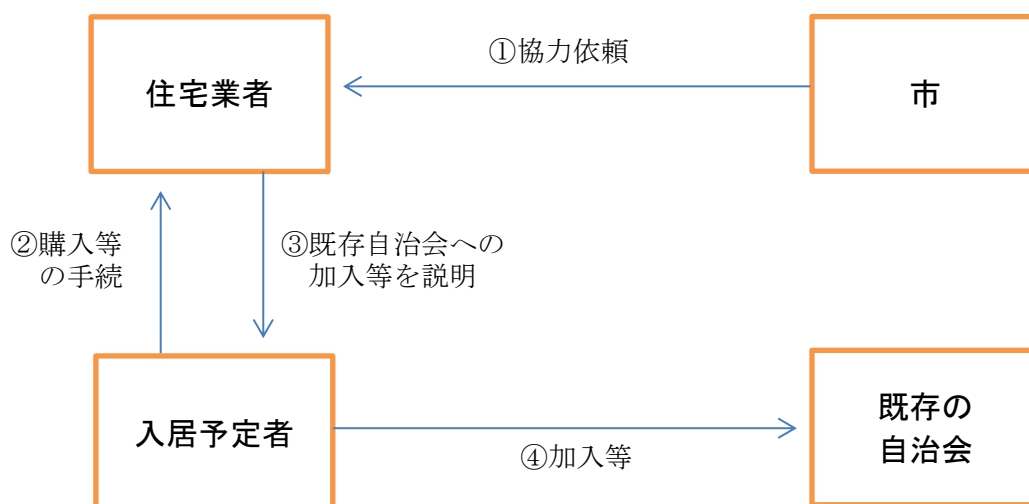
自治会の活性化を図る上で自治会の加入促進が重要となることから、住宅購入等の仲介等を行う住宅業者に求められる役割を定めたものです。

### 【解釈】

#### 第2項 入居予定者に既存自治会との連携等を説明し、当該自治会との連絡調整に努める役割

- ・ 「知り得ると認められるとき」とは、住宅業者が自治会の設立を予定していることを知り得る状況にあるときを意味します。
- ・ 「既存の自治会と連携等を行う」とは、自治会設立について既存の自治会へお知らせするなどの情報提供をし、関係性を保つことをいいます。
- ・ 「当該自治会との連絡調整」とは、住宅業者が既存の自治会に対し、入居予定者への説明状況などを連絡し、必要な調整を図ることをいいます。

#### 自治会加入促進にかかる流れ（第7条関係 住宅の建築、販売、賃貸又は管理）



※ 入居予定者が新たに自治会を設立する場合、住宅業者は、既存の自治会と連絡調整を図る。

(住宅建築に伴う連絡担当者の届出)

第8条 住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、前条の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の自治会との連絡調整に当たる担当者（以下「連絡担当者」という。）を選任し、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。

3 連絡担当者は、前条の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。

### 【趣旨】

新たな開発許可等を要する住宅を建築する場合における、連絡担当者の届出その他市長への報告義務を定めたものです。

### 【解釈】

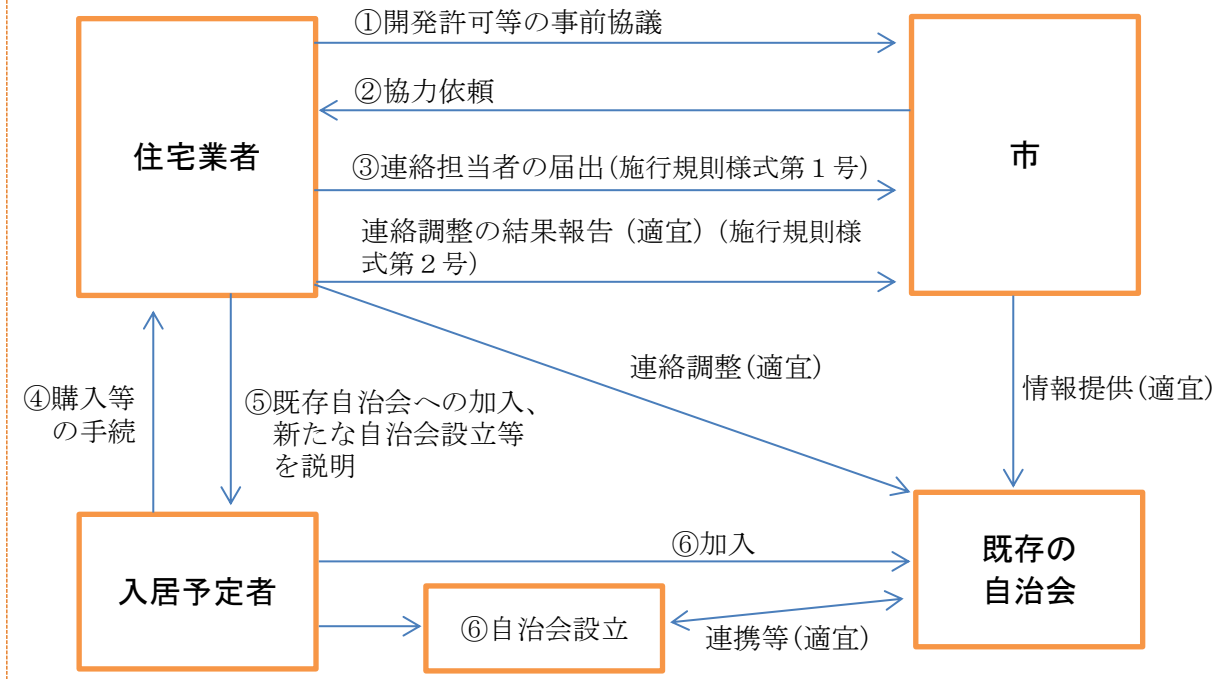
#### 第1項 新たな開発許可を要する住宅等を建築する場合における、連絡担当者の届出

- ・ 「開発許可」とは、都市計画法上の許可行為をいいます。
- ・ 「市長が協議を要すると認めるもの」とは、川西市開発行為等指導要綱による協議をいいます。
- ・ 連絡担当者の届出は、施行規則第2条第1項に定める「住宅建築に伴う連絡担当者の届出書（様式第1号）」により行います。

#### 第3項 自治会との連絡調整の結果についての報告

- ・ 自治会との連絡調整の結果についての報告は、施行規則第2条第2項に定める「住宅開発（建築）に伴う連絡調整結果報告書（様式第2号）」により行います。

自治会加入促進にかかる流れ（第8条関係 新たに開発許可を要する住宅等の建築）



【参考】 条例施行規則

(住宅建築に伴う連絡担当者の届出等)

第2条 条例第8条第1項の規定に基づく連絡担当者の選任に伴う市長への届出は、住宅建築に伴う連絡担当者の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第3項の規定に基づく連絡担当者による自治会との連絡調整の結果報告については、住宅開発（建築）に伴う連絡調整結果報告書（様式第2号）によるものとする。



(市の責務)

第9条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。

2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。

(1) 自治会加入促進への支援

(2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援

(3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援

(4) コミュニティ組織への人的支援

(5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言

3 市は、自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対しては、その組織化など必要な支援等を実施するものとする。

#### 【趣旨】

この条例の目的を達成するに当たって、市の果たすべき責務について定めたものです。

#### 【解釈】

##### 第1項 地域活動の活性化への積極的かつ主体的な取組み

- ・ 地域分権を進めていく上において、市の取組姿勢を定めたものです。

市がその責務を果たしていくためには、職員の意識改革が最も重要な要素となります。常に業務遂行に当たっては、地域の状況を理解し、地域と共に地域課題の解決に取り組む姿勢、意識を持っておくことが重要です。

そのため、地域情報の提供や職員研修などによる職員意識の改革を推進します。

##### 第2項 自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対する必要な支援等

- ・ 自治会では、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や自治会加入率の低下などの問題があります。自治会を主要な構成団体とするコミュニティ組織においても、組織運営のノウハウが不足していたり、新たな担い手発掘が難しいなどの問題があります。

地域づくりを活発にしていくためには、これらの問題を解消することが重要な課題であり、解決するためには、市が適切な支援を行います。

##### 第3項 自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対する組織化支援等

- ・ 市内には、自治会が設立されていない地域や、コミュニティ組織が設立されていない小中学校区があります。地域づくりを進めるためには、自治会やコミュニティ組織の組織化が活発な地域づくりの条件となることから、市としてその組織化に対し支援等を行います。

## 【運用】

### 第2項 自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対する必要な支援等

#### 第1号 自治会加入促進への支援

- ・ 転入者への自治会加入促進のチラシ配付、自治会加入促進ブースでのPR、開発業者への協力依頼など必要な支援を行います。

#### 第2号 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援

- ・ 組織運営のスキルアップや地域リーダーを養成するための講座などの実施により、活性化に向けた支援を行います。

#### 第3号 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援

- ・ 自治会、コミュニティ組織に対する既存の補助金等の交付、コミュニティ組織の地域分権制度適用による地域づくり一括交付金の交付など、財政的に必要な支援を行います。

#### 第4号 コミュニティ組織への人的支援

- ・ コミュニティ組織の日常的な事業に関する相談業務などを行います。
- ・ 地域分権制度を推進するための支援として、地域担当職員を設置しており、コミュニティ組織の運営支援、地域別計画の策定支援などを行います。

#### 第5号 自治会及びコミュニティ組織への情報提供

- ・ 防災に関する情報、補助金に関する情報、地域での生活に密接な関わりがある情報など、地域づくりを進めていく上で必要な様々な情報提供を行います。

#### 第6号 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言

- ・ 地域の状況に応じて、必要な協力や助言を行います。

### 第3項 自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対する組織化支援等

- ・ 組織化に伴う協力や助言など、必要な支援を行います。

## 第2章 コミュニティ組織

(コミュニティ組織の設置及び区域)

第10条 市民は、一定の区域を範囲として、コミュニティ組織を設置することができる。

2 前項に規定する区域の範囲は、小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成16年川西市教育委員会規則第9号）別表第1に定める校区をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域においてコミュニティ組織を設置することができる。

### 【趣旨】

市民が、地域課題の解決を図るための組織として、コミュニティ組織を設置することができること、またその区域の範囲を定めたものです。

### 【解釈】

#### 第2項 コミュニティ組織の区域

- ・ 「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、隣接する小学校区の一定の区域が、当該コミュニティ組織の地域活動に参加しているときや中学校区を単位とした活動実績がある場合をいいます。（条例施行規則第3条）

### 【参考】 条例施行規則

(コミュニティ組織の範囲の特例)

第3条 条例第10条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) コミュニティ組織（条例第2条第5号に規定するコミュニティ組織をいう。以下同じ。）が存する小学校区（条例第10条第2項に規定する小学校区をいう。以下同じ。）に隣接する小学校区に属する一定の区域が、当該コミュニティ組織の範囲である小学校区での地域活動に参加しているとき。
- (2) コミュニティ組織が2以上の小学校区を区域として地域活動を行ってきた活動実績があるとき。

(コミュニティ組織の構成員)

第11条 コミュニティ組織は、次に掲げる者を構成員とする。ただし、第1号に掲げる者を、必ずその構成員としなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する区域に住所を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、前条第2項に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該コミュニティ組織が認めたもの

### 【趣旨】

コミュニティ組織の構成員となる者を定めたものです。

### 【解釈】

#### 第1号 区域に住所を有する者

- ・ コミュニティ組織は、地域全体のために活動する組織であることから、その構成員は、第1号に掲げる区域内の全ての住民が基本となります。

#### 第2号 区域内の事業者、通学者、通勤者、団体

- ・ コミュニティ組織においては、それぞれの地域が抱える地域課題の解決に向けて、関連する諸団体が連携を図ることが重要であり、必要に応じて、地域の事業者、地域で活動するNPO・ボランティア、通学者、通勤者などを構成員とすることができることを定めたものです。
- ・ 通学者、通勤者は、所属する学校や企業などの団体として活動することが基本となります。

(コミュニティ組織の事業)

第12条 コミュニティ組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育に関する事業
- (2) 環境の保全及び創造に関する事業
- (3) 福祉の増進に関する事業
- (4) 防犯、安全及び防災に関する事業
- (5) 健康の増進に関する事業
- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) 良好なまちづくりに関する事業
- (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があるとコミュニティ組織が認める事業

**【趣旨】**

コミュニティ組織が、地域のまちづくりを推進するために行う基本的な事業を例示としてあげたものです。

(活動の制限)

第13条 コミュニティ組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

### 【趣旨】

団体として制限される活動を定めたものです。

### 【解釈】

#### 第1号 宗教活動の制限

- ・ 一般的に宗教団体が行う宗教活動を制限するものであり、典型的なものは、宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動ですが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものである限り、当然、これに含まれます。
- ・ 宗教的意義を持たず、地域の中で伝統的に行われているとんどまつり、秋まつりなどは、宗教活動としての「儀式行事」には含まれません。

#### 第2号 政治活動の制限

- ・ コミュニティ組織の政治団体的な活動を制限するものであり、政治団体とは政党、政治資金団体などをいいます。

#### 第3号 選挙運動的な活動の制限

- ・ コミュニティ組織が団体として議員を支持する活動等を制限するものであり、コミュニティ組織の構成員が個人として活動することを制限するものではありません。

### 【参考】公職選挙法

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

### 第3章 地域づくり一括交付金

(地域づくり一括交付金)

第14条 市長は、コミュニティ組織に対し財政的支援を行うため、地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

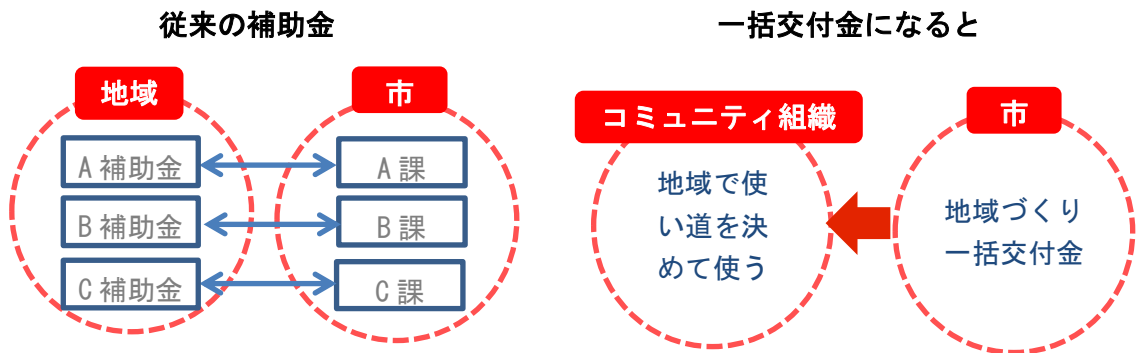
#### 【趣旨】

コミュニティ組織への財政的支援として、地域づくり一括交付金を交付することを定めたものです。

#### 【地域づくり一括交付金について】

- ・ 現在、コミュニティ組織などの地域活動団体へ交付している各種補助金は、使い道が限定されていますが、「地域づくり一括交付金」は、地域の特性（課題や資源など）に応じ、柔軟な使い方ができます。
- ・ 余剰金の繰越しや基金への積立て等、一定の自由度を認める性格を有します。
- ・ ①均一的な活動を担保する上での均等割（3割）、②コミュニティ組織の構成員の規模の相違による実行予算の確保ための人口割（7割）の2つを算定の基礎として交付金額を算定します。

#### 従来の補助金と一括交付金の違い



一括交付金になると、地域ではこんな話し合いができるようになります。

- ・ 補助金では十分に活動できていなかった事業へお金を手厚く配分しよう！
- ・ 数年先に大きな事業をしたいので、基金をつくってお金を積立てよう！
- ・ 新たな事業を立ち上げて、予算を配分しよう！



## 一括交付金を活用した他市の取組み事例をご紹介します

### ■ まめなか君の水道検針

- ・ 毎月定期的に、水道検針に合わせて地区内の全世帯（430戸）を訪問し、『まめなかねえ〜』（元気ですか？）と声かけ。
- ・ 市水道局との委託契約により、安定財源と訪問機会を確保。

### ■ 24時間体制の見守り

- ・ 要援護者にキッズ用携帯電話をもってもらい、地域スタッフが親機を24時間体制で携帯し、SOSを受信。しばらく連絡がない場合は、地域スタッフから電話。現在では、この仕組みが他地域にも広がりがつつある。

### ■ 笑んがわ市

- ・ J Aの空き店舗を活用し、毎週木曜日に開催。
- ・ 産直コーナーは、地元生産者が作った新鮮野菜、J A果樹センターの季節の果物、恵曇漁港からの鮮魚販売。
- ・ 憩いのコーナーは、手作りの茶口やコーヒーが150円で飲み食いでき、楽しい語らいの場となっている。

### ■ 地域学童保育

- ・ 少子化により集落に子どもがいる世帯が少なくなり子ども同士で遊ぶ機会が減少していることなどから、地域住民との交流を含みながら、地域で学童保育を展開している。

### ■ 農家レストラン

- ・ 農産物の地産地消や販売促進を目指した農家レストランの運営

### ■ 高齢者・<sup>ハンディキャップ</sup>HC 互助ネットワーク委員会

- ・ 65歳以上の全住民と、障がいを持つ方、介助者への介護情報の提供・相談、買物代行、徘徊者保護などを実施している。

### ■ コミュニティバスの運行

- ・ 交通空白地や交通不便地の地域で、コミュニティバスを運行
- ・ バスの写真コンテストを実施するなど、「地域が支えるバス」という意識が地域に浸透

### ■ ライフサポート事業

- ・ 日常の困りごとを地域住民同士の助け合いで解決する生活支援サービスの仕組みとして立ち上げ。地域づくり組織が有償ボランティアとして雇用し取り組んでいる。
- ・ 家事支援、庭管理支援、日曜大工支援などの生活支援サービスを提供している。

### ■ 学校生活支援ボランティア

- ・ 地域住民の豊富な経験や知識、様々な技能などを活かし、登下校時の安全サポートや学校図書館での読み聞かせ、学習支援などを行っている。



(交付金の交付要件等)

第15条 コミュニティ組織が交付金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、コミュニティ組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 第10条第2項に規定する区域の主要な団体が、コミュニティ組織の運営に参画していること。
  - (2) 第11条第1号及び第2号に規定する構成員で組織されていること。
  - (3) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他コミュニティ組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
  - (4) 地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた地域別計画を策定していること。
- 2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を確認の上、承認を行ったときは、当該コミュニティ組織に書面によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を受けたコミュニティ組織は、同項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### 【趣旨】

コミュニティ組織が一括交付金の交付を受ける際の要件、手続等について定めたものです。

#### 【解釈】

##### 第1項 交付金の交付要件

- ・ 「承認」とは、1号から4号に掲げる交付金の交付要件に合致しているかどうかの確認行為を意味します。

##### 第1号 主要な団体の参画

- ・ 「主要な団体」とは、自治会、地区福祉委員会など地域課題の解決に向けて連携を図る団体を意味し、現行コミュニティ組織を構成している団体が基本となります。

##### 第2号 住民等が構成員

- ・ 交付金を受けようとするコミュニティ組織は、第11条第1号及び第2号に規定する構成員で組織されていることを規約上定めている必要があります。

##### 第3号 民主的な規約

- ・ コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営ルールを明文化するため、名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査、その他必要事項が規約に定められている必要があります。

#### 第4号 地域別計画の策定

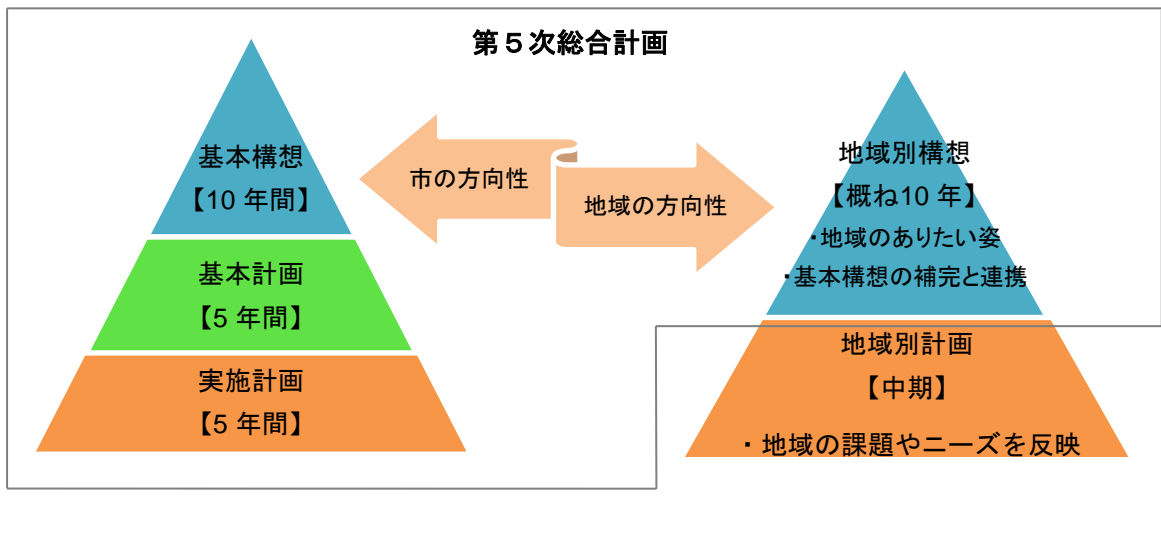
- ・ 地域づくり一括交付金は、地域の特性（課題や資源）に応じ、地域住民の話し合いの下、その使い方を決定することになります。その際、コミュニティ組織は、地域のありたい姿の実現という中長期的な視点に立って、事業の優先度を考え、効果的にお金を配分していくために地域別計画を策定し、計画の具現化を図ることが必要です。

#### 地域別計画とは？

第5次川西市総合計画では、地域住民自らの発意による地域のありたい姿を掲げた「地域別構想」を策定し、総合計画に位置付けました。このありたい姿を実現するために実施する事業をとりまとめたものが「地域別計画」です。

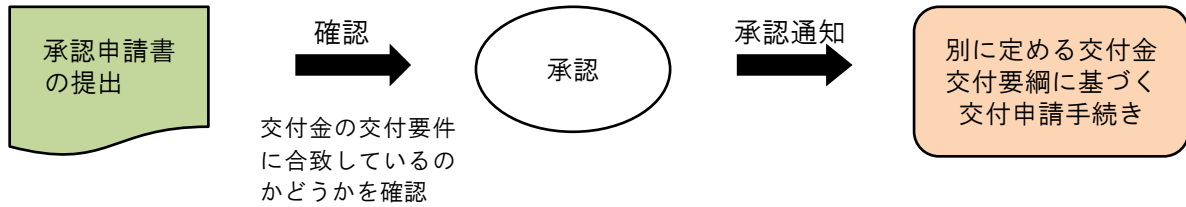
地域別計画には次のような特徴があります。

- ・ コミュニティ組織が主体となり、地域の課題やニーズを反映させて策定します。
- ・ 計画期間は3か年を基本とします。
- ・ 現在コミュニティ組織などが地域で行っている自主事業のほか、地域課題に応じた新規事業などに取り組む計画です。



## 【交付金の交付を受けるための承認手続きの流れ】

地域づくり一括交付金の交付を受けるための承認申請から承認までの流れは、次のとおりです。



### 承認申請書の提出

- 承認申請には、次の書類の提出が必要です。
  - ①承認申請書（施行規則様式第3号）
  - ②規約
  - ③役員名簿
  - ④地域別計画
  - ⑤その他市長が必要と認める書類

### 承認

- 市長は、交付金の交付要件に合致しているかどうかを確認の上、承認を行い、承認通知書（施行規則様式第4号）によって通知します。

### 申請内容変更の届出

- 承認申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を承認事項変更届（施行規則様式第5号）により届け出る必要があります。

#### 【参考】条例施行規則

（コミュニティ組織の承認申請）

第4条 条例第15条第1項の規定に基づき市長に申請しようとするコミュニティ組織は、コミュニティ組織承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 地域別計画
- (4) その他市長が必要と認める書類

（コミュニティ組織の承認通知）

第5条 条例第15条第2項の規定による通知は、コミュニティ組織承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

（コミュニティ組織に係る承認事項の変更）

第6条 条例第15条第3項の規定による届出は、コミュニティ組織承認事項変更届（様式第5号）により行わねばならない。

(交付金の額等)

第16条 交付金の額、交付に係る手続等は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

地域づくり一括交付金の額、交付に係る手続等別の別に定める規程への委任を定めたものです。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

この条例の施行に関し必要な事項の規則への委任について定めたものです。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 条例・規則



# 川西市地域分権の推進に関する条例

平成26年6月25日  
条例第10号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条—第9条)

### 第2章 コミュニティ組織(第10条—第13条)

### 第3章 地域づくり一括交付金(第14条—第17条)

### 付則

平成7年(1995年)に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年(2000年)の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。

また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取組は、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みであり、今後さらに活性化させる必要があります。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取組が困難な状況になっています。

さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかということが問われています。

こうした状況の中、本市では、平成22年(2010年)に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。

このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることを目指します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

- (3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に存するものをいう。
- (4) マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (5) コミュニティ組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織をいう。
- (6) 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。
- (7) 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。

#### **(市民の役割)**

**第3条** 市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に関心を持ち、自治会活動等の地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

#### **(自治会の役割)**

**第4条** 自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、地域住民に対し、自治会への加入、地域活動への参加などと呼びかけるよう努めるものとする。

2 自治会は、コミュニティ組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

#### **(マンション管理組合等の役割)**

**第5条** マンションに居住している者(以下「居住者」という。)は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会活動等に主体的に参加するよう努めるものとする。

2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあっては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、コミュニティ組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。

#### **(コミュニティ組織の役割)**

**第6条** コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、地域住民の自治会活動等への参加促進に積極的に取り組み、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。

#### **(住宅業者の役割)**

**第7条** 住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとする。

#### **(住宅建築に伴う連絡担当者の届出)**

**第8条** 住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、前条の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の



自治会との連絡調整に当たる担当者(以下「連絡担当者」という。)を選任し、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。
- 3 連絡担当者は、前条の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。

#### **(市の責務)**

**第9条** 市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。

- 2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。
  - (1) 自治会加入促進への支援
  - (2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援
  - (3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援
  - (4) コミュニティ組織への人的支援
  - (5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言
- 3 市は、自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対しては、その組織化など必要な支援等を実施するものとする。

## **第2章 コミュニティ組織**

### **(コミュニティ組織の設置及び区域)**

**第10条** 市民は、一定の区域を範囲として、コミュニティ組織を設置することができる。

- 2 前項に規定する区域の範囲は、小学校区(川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成16年川西市教育委員会規則第9号)別表第1に定める校区をいう。以下同じ。)とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域においてコミュニティ組織を設置することができる。

### **(コミュニティ組織の構成員)**

**第11条** コミュニティ組織は、次に掲げる者を構成員とする。ただし、第1号に掲げる者を、必ずその構成員としなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する区域に住所を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、前条第2項に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該コミュニティ組織が認めたもの

### **(コミュニティ組織の事業)**

**第12条** コミュニティ組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育に関する事業
- (2) 環境の保全及び創造に関する事業
- (3) 福祉の増進に関する事業
- (4) 防犯、安全及び防災に関する事業
- (5) 健康の増進に関する事業

- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) 良好なまちづくりに関する事業
- (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があるとコミュニティ組織が認める事業

#### **(活動の制限)**

**第13条** コミュニティ組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

### **第3章 地域づくり一括交付金**

#### **(地域づくり一括交付金)**

**第14条** 市長は、コミュニティ組織に対し財政的支援を行うため、地域づくり一括交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

#### **(交付金の交付要件等)**

**第15条** コミュニティ組織が交付金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、コミュニティ組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 第10条第2項に規定する区域の主要な団体が、コミュニティ組織の運営に参画していること。
  - (2) 第11条第1号及び第2号に規定する構成員で組織されていること。
  - (3) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他コミュニティ組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
  - (4) 地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた地域別計画を策定していること。
- 2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を確認の上、承認を行ったときは、当該コミュニティ組織に書面によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を受けたコミュニティ組織は、同項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### **(交付金の額等)**

**第16条** 交付金の額、交付に係る手続等は、市長が別に定める。

#### **(委任)**

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **付 則**

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 川西市地域分権の推進に関する条例施行規則

### (目的)

**第1条** この規則は、川西市地域分権の推進に関する条例（平成26年川西市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (住宅建築に伴う連絡担当者の届出等)

**第2条** 条例第8条第1項の規定に基づく連絡担当者の選任に伴う市長への届出は、住宅建築に伴う連絡担当者の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第3項の規定に基づく連絡担当者による自治会との連絡調整の結果報告については、住宅開発（建築）に伴う連絡調整結果報告書（様式第2号）によるものとする。

### (コミュニティ組織の範囲の特例)

**第3条** 条例第10条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) コミュニティ組織（条例第2条第5号に規定するコミュニティ組織をいう。以下同じ。）が存する小学校区（条例第10条第2項に規定する小学校区をいう。以下同じ。）に隣接する小学校区に属する一定の区域が、当該コミュニティ組織の範囲である小学校区での地域活動に参加しているとき。
- (2) コミュニティ組織が2以上の小学校区を区域として地域活動を行ってきた活動実績があるとき。

### (コミュニティ組織の承認申請)

**第4条** 条例第15条第1項の規定に基づき市長に申請しようとするコミュニティ組織は、コミュニティ組織承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 地域別計画
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (コミュニティ組織の承認通知)

**第5条** 条例第15条第2項の規定による通知は、コミュニティ組織承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (コミュニティ組織に係る承認事項の変更)

**第6条** 条例第15条第3項の規定による届出は、コミュニティ組織承認事項変更届（様式第5号）により行わねばならない。

### (補則)

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**（平成26年川西市規則第37号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**付 則**（平成26年川西市規則第47号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

住宅建築に伴う連絡担当者の届出書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

住宅業者名

代表者名

住 所

下記のとおり住宅開発（建築）を実施するに当たって、川西市地域分権の推進に関する条例第8条第1項の規定に基づき、連絡担当者を選任したので、届け出ます。

記

連絡担当者名	
連絡先（電話）	

<住宅開発（建築）の概要>

申請地番	
用途	
戸数	

住宅開発（建築）に伴う連絡調整結果報告書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

住 宅 業 者 名

連 絡 担 当 者 名

平成 年 月 日付けで連絡担当者の届出を行った住宅開発（建築）に伴う自治会の加入促進について、住宅開発（建築）の申請地に属する自治会と次のとおり連絡調整を行ったので、川西市地域分権の推進に関する条例第8条第3項の規定に基づき、その結果を報告します。

記

自 治 会 名	
自 治 会 長 名	
連 絡 調 整 日	
自 治 会 と の 連 絡 調 整 結 果 内 容	(入居説明会等における入居予定者に対する自治会加入に係る説明の実施などについて、自治会と調整した内容等について記述してください。)

様式第3号（第4条関係）

コミュニティ組織承認申請書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

申請者

印

コミュニティ組織が承認を受けるに当たり、川西市地域分権の推進に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

コミュニティ組織の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
事 務 所 の 所 在 地	
地 域 の 範 囲	
コミュニティ組織の 構 成 団 体	
添 付 書 類	(1) 規約 (2) 役員名簿 (3) 地域別計画 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第5条関係)

コミュニティ組織承認通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで提出のあった〔コミュニティ組織名〕からの承認申請について、川西市地域分権の推進に関する条例第15条第1項に定める要件を満たしていることを承認したので、川西市地域分権の推進に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

コミュニティ組織承認事項変更届

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

コミュニティ組織名

代表者名

印

承認を受けた申請内容に変更が生じたので、川西市地域分権の推進に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届出します。

1 変更事項

変更の項目	変更後	変更前
コミュニティ組織の名称		
代表者の氏名		
事務所の所在地		
地域の範囲		
コミュニティ組織の構成団体		
規約		

2 変更年月日

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 総会議事録の写し（総会承認事項の場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類